

令和3年度 第7回 常設審議委員会 次第

日時 令和3年10月25日（月）  
場所 かでる2・7 710会議室

【メモ】

1 質問・意見聴取

- 1) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

2 報告

- 1) 新規就農者育成総合対策について（緊急要請）
- 2) 令和3年度全国農業委員会会長代表者集会の開催方法について
- 3) 令和4年度税制改正要望の主要事項について

3 協議事項

- 1) 地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書の決定について
- 2) 地域の実態に即した施策の実現に向けた要請活動の実施について

次回 令和3年度第8回常設審議委員会は、令和3年11月25日（木曜日）  
開会時間は、13：30です。

場所は、かでる2・7 710会議室です。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催  
を行う場合があります。

道農会議第170号

令和3年9月22日

参議院議員

鈴木宗男様

一般社団法人 北海道農業会議  
代表理事長 多田正光

## 新規就農者育成総合対策について（緊急要請）

本会議が行う業務の推進につきましては、日頃より特段のご配意賜り厚くお礼申しあげます。

さて、これまで、新規就農者に対する対策として「旧農業次世代人材投資事業」並びに「旧農の雇用事業」が、全国の新規就農及び雇用就農を支援する目的で実施しており、本道では、平成30年度からの4年間で、新規就農者589名、雇用就農者548名が確保されております。

令和4年度予算概算要求においては、これらの事業を組み替え、「新規就農者育成総合対策」として概算要求が行われておりますが、地方に対する協議・意見聴取が行われないまま地方負担1/2が盛り込まれていたことから、全国知事会においては、添付文書のとおり緊急申し入れが行われたところです。

一方、令和3年度予算で創設された「経営継承発展等支援事業」においても同様に地方負担1/2が盛り込まれた結果、令和4年度予算概算要求では、80%減の予算要求額となっていることから、このままでは、新たな新規就農対策もこの事業と同様に先細りすることが懸念され、本道における担い手の確保に大きな影響が出る可能性があります。

2020農林業センサスでは、直近5年間において、21%超の担い手が離農、65歳以上の基幹的従事者が70%となっており、本道においても、高齢化率は40%を超えており、担い手の確保については、地方の財政力によって新規就農者等に対する支援に差が生じることを避けつつ、今後一層の強化が必要であると考えております。

このため、令和4年度における「新規就農者育成総合対策」については、これまでの新規就農対策と同様、全額を国費により措置されるようお願い申しあげる次第です。

なお、北海道農業会議では、本年11月に改めて地域の実態に即した施策の実現に向けた要請活動を実施する予定であることを申し添えます。

## 《別添》

「新規就農者育成総合対策について」

(令和3年9月21日付け 全国知事会 緊急申し入れ文書)

農林水産大臣 野上 浩太郎 様

新規就農者育成総合対策について（緊急申し入れ）

次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に全額国費負担による支援を行う「農業次世代人材投資事業」については、平成24年に創設され、これまで全国の新規就農の促進に活用されてきたところである。

ところが、令和4年度予算概算要求においては、本事業を改めた「新規就農者育成総合対策」が打ち出され、この中では、事前に地方に対する協議や意見聴取もないまま、1／2の地方負担が唐突に盛り込まれている。このようなことは、国と地方の信頼関係を毀損することにつながりかねないものであり、極めて遺憾である。

貴省におかれでは、趣旨について、至急、地方に対して丁寧かつ納得のいく説明を行うよう強く求めるものである。

また、仮に地方負担が発生する場合、財政力によって新規就農者等に対する支援に差が生じることが懸念されることから、これまでの「農業次世代人材投資事業」と同様、全額を国費により措置されるよう強く求めるものである。

令和3年9月21日

全国知事会農林商工常任委員会委員長

岩手県知事 達増 拓也

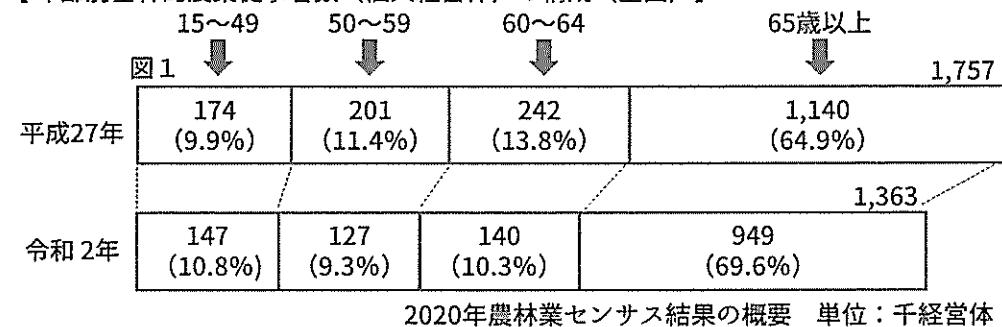
## 担い手の状況について

### 北海道における基幹的農業従事者の状況

年齢構成比							
15~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~	
3.7%	10.6%	14.5%	18.2%	12.4%	14.6%	25.9%	

北海道農業・農村統計表（北海道 令和2年度版）

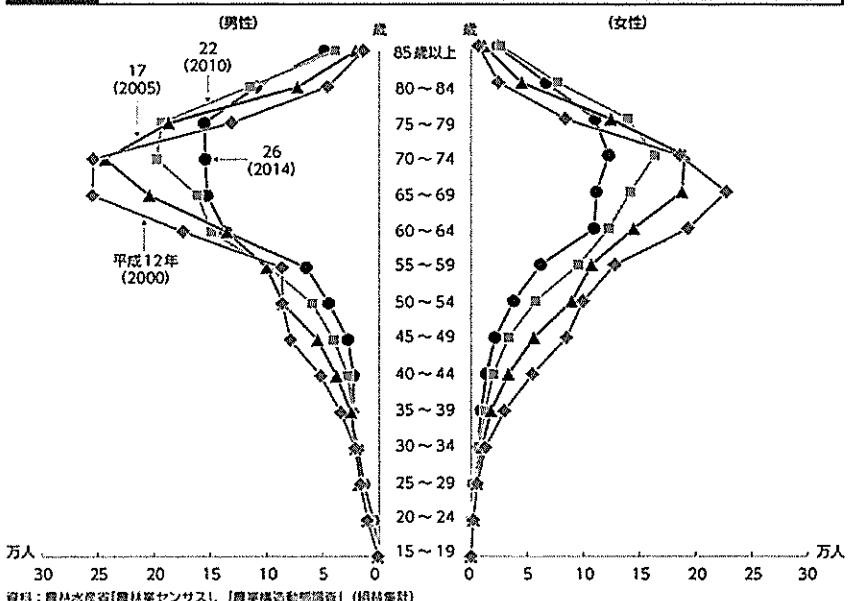
### 【年齢別基幹的農業従事者数（個人経営体）の構成（全国）】



区分	農業経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体
平成22年	1,679,000	1,644,000	36,000	22,000
平成27年	1,377,000	1,340,000	37,000	27,000
令和2年	1,076,000	1,037,000	38,000	31,000
増減率（%）				
平成27年/平成22年	△18.0	△18.5	4.9	25.3
令和2年/平成27年	△21.9	△22.6	2.8	13.3

2020年農林業センサス結果の概要

図2-1-10 年齢階層別の基幹的農業従事者数の推移



- 道内における高齢化率（65歳以上の基幹的農業従事者）  
40.5%

- 全国における高齢化率  
69.6%

- 2015年～2020年の5年間で21.9%の農業経営体が離農

- 今後5年間における離農は、加速すると思われる。

● 担い手の確保・育成が最重要課題

## 令和4年度概算要求について

### 令和3年度予算

#### 農業次世代人材投資事業

準備型

最大300万円（最大150万円/年 最長2年）

経営開始型

最大750万円（最大150万円/年 最長5年）

#### 農の雇用事業

最大240万円（最大120万円/年 最長2年）

国費：定額

### 令和4年度予算

#### 旧農業次世代人材投資事業

準備型

不明

経営開始型

1,000万円（最長5年）の融資

償還金を最大13万円/月 最長3年間 支援

#### 農の雇用事業

最大396万円（最長5年）

1年目：10万円/月 2年目： 8万円/月 3年目： 6万円/月

4年目： 5万円/月 5年目： 4万円/月

国費：1/2 道費・市町村費 割合不明（2020年9月21日現在）

※ 都道府県・市町村の来年度予算を組む現段階において、補助率が示されていない。

### 令和3年度予算

#### 経営継承発展等支援事業

後継者が経営継承後の経営発展に関する計画を作成し、計画に基づく取組を行う場合に「市町村」と一体となって支援  
100万円上限

国費予算額 1,503百万円

補助率1/2

### 令和4年度予算

#### 経営継承発展等支援事業

後継者が経営継承後の経営発展に関する計画を作成し、計画に基づく取組を行う場合に「市町村」と一体となって支援  
100万円上限

国費予算額 300百万円

補助率1/2

令和3年度⇒令和4年度

前年比 80%減（12億300百万円減）

《メモ》

## 令和4年度 新規就農者育成総合対策に関する緊急要請の概要 (主な発言要旨／議員会館・農水省等)

【概要・簡易版/03.10.12】

- 新規就農者支援に関し、道、道議会、市長会、町村会、農業会議、公社の連名で中央へ緊急要請（要請内容：①従前と同様に全額国費措置、②地方との十分な協議や意見聴取での制度設計）
- 武部・中村両副大臣から、北海道の要請はごもっとも、丁寧に対応していきたいとのコメント。
- 道内選出国会議員からは、概ね要請内容に理解。担い手対策は大切である旨の発言。
- 農林水産省は、特交を含め措置をしていく。今後、地方と協議して制度を構築との意見。

1 日 時	令和3年10月11日(月) 9:30～16:00
2 内 容	新規就農者育成総合対策に関する緊急要望
3 要請者	道議会農政委員会：船橋委員長、志賀谷副委員長 道農政部：宮田農政部長（中島次長（副大臣室のみ）） [随行]技術普及課：鈴木課長、和泉補佐、農政課：石田主査 議事課：森川主査、東京事務所：松田主査
4 要請先	道選出国会議員、農林水産省幹部、経営局他
5 結果概要	

◎農林水産副大臣への要請

農政部長、農政委員長より、以下のとおり説明  
お金や予算の話でもあるが、事前に地方へ協議もなく唐突に出された話。  
これまで地方が実施してきた、独自の担い手支援が出来なくなるおそれ。  
※ 要請書及び各市町村の担い手支援事例集で説明

- (1) ~~武部農林水産副大臣~~ (11:35～11:50 [副大臣室]) [○副大臣、●道側]
- 副大臣就任後、初めて受けた要請が北海道。皆さんの要望、声を聞きながら進めるべき。本支援は自民党の中でも議論。党内でも制度の詳細を聞かされていないとの話もある。
  - まずは、国と都道府県などとじっくりと話をすることを大切にしないといけない。あわてて全国へ説明をしているが、丁寧に進めたい。  
これまで、生活支援であり、制度の見直しが迫られている。
  - お金や予算の話であるが、事前に話や協議もなかった（部長）
  - 地域の独自支援が出来なくなる。ぜひ対応をお願いしたい（委員長）
  - まずは、皆さんのお話を聞いて、なるべく努力していきたい。
- ※ マスコミ入りは冒頭のみ。要請後、農政部長対応のぶら下がり会見(11:55～12:05)。

- (2) ~~中村農林水産副大臣~~ (14:00～14:15 [議員会館4階]) [○副大臣、●道側]
- 北海道の提案はごもっとも。全国知事会や各方面からも要望。
  - 財務との交渉で、少し追われているのも確かであると認識。
  - 国の対策と地域の対策を両輪で進めているが、地域の独自支援が出来なくなる（部長）

- ※ 稲津衆議、船橋衆議、伊東衆議、長谷川参議へは手交  
その他国会議員、農水省幹部へは、秘書などへ配布
- ※ 今後においても、引き続き、道内関係機関や各県などとも連携を図り、  
積極的な情報収集に努めるとともに、具体的な行動を進めて行く。

以 上

# 新規就農者育成総合対策に関する

## 緊急要望

令和3年10月11日

北海道  
北海道議会  
北海道市長会  
北海道町村会  
北海道農業会議  
北海道農業公社

北知 海 道事

鈴木 直道

北海道議会長

小畠 保則

北海道市長会長

山口 幸太郎

北海道町村会長

棚野 孝夫

北海道農業會議  
代表理事會長

多田 正光

北海道農業公社  
理事長

小田原 輝和

## 新規就農者育成総合対策に関する緊急要望

これまで、農林水産省が進めてきた「農業次世代人材投資事業」は、新たに農業にチャレンジする方々の背中を押し、地方公共団体が行ってきた独自の取組と一体となり、新規就農者の育成・確保に大きな効果を発揮してきたところです。

また、農業の担い手対策は、我が国の食料自給率の向上に寄与するとともに、全国の農業・農村を支える重要な政策であります。

今般の令和4年度予算概算要求において打ち出された「新規就農者育成総合対策」は、地方公共団体への恒常的な財政負担を唐突に強いる内容となっており、このような制度設計では、国庫補助事業と一体的に実施してきた地方公共団体の独自の取組を行うことができなくなるおそれがあります。

つきましては、地方公共団体の財政状況が逼迫する中、地域が行う必要な対策に支障が生じないよう、次の事項に御配慮いただきますよう、強く要望します。

### 記

- 1 財政力によって新規就農者の育成・確保に対する支援に差が生じることがないよう、地方公共団体の財政負担をなくし、これまでの農業次世代人材投資事業や農の雇用事業と同様に、全額国費による措置を継続すること。
- 2 新規就農施策の制度変更は今後十分な時間をかけて行うこととし、地方公共団体との協議や意見聴取を行った上で、制度設計を進めること。

新規就農者育成総合対策に関する要請先(農林水産省)

所属	職	氏名	場所			備考
1 農林水産省	農林水産大臣	金子 原二郎	本	3F	336	
2 農林水産省	農林水産副大臣	中村 裕之	本	3F	329	秘書室 新しい名簿の順番で再確認
3 農林水産省	農林水産副大臣	武部 新	本	3F	327	秘書室 新しい名簿の順番で再確認
4 農林水産省	農林水産大臣政務官	熊野 正士	本	3F	328	秘書室 新しい名簿の順番で再確認
5 農林水産省	農林水産大臣政務官	宮崎 雅夫	本	3F	330	秘書室 新しい名簿の順番で再確認
6 農林水産省	農林水産事務次官	枝元 真徹	本	3F	349	秘書室
7 大臣官房	官房長	横山 紳	本	3F	359	秘書室
8 大臣官房	総括審議官	安東 隆	本	3F	350	秘書室
9 大臣官房	審議官(兼経営局)	松尾 浩則	別	5F	516	516 秘書室 部屋は517、518
10 大臣官房	審議官(兼経営局)	長井 俊彦	別	5F	516	516 秘書室 部屋は517、518
11 大臣官房	予算課長	押切 光弘	本	3F	311	予算課(課長室 313)
12 大臣官房	政策課長	小林 大樹	本	3F	320	政策課(課長室 322)
13 大臣官房	地方課長	片貝 敏雄	別	1F	108	地方課(課長室 109)
14 経営局	経営局長	光吉 一	別	5F	516	秘書室
15 経営局	総務課長	前田 剛志				
16 経営局	就農・女性課長	平山 潤一郎	本	5F	572	就農・女性課(568、570、572、574、578)

新規就農者育成総合対策に関する要請先(国會議員)

議員会館	階数	所 属	居 室	議 院	氏 名	道内選出	部 数	配 付	備考
参議院	12F	維 新	参-1219	参議院議員	鈴木宗男	○	1	○	
	12F	公 明	参-1207	参議院議員	若松謙維	○	1	○	
	11F	自 民	参-1120	参議院議員	野村哲郎		1	○	
	10F	自 民	参-1006	参議院議員	藤木眞也		1	○	
	9F	立 憲	参-0920	参議院議員	鉢呂吉雄	○	1	○	
	8F	自 民	参-0809	参議院議員	山田俊男		1	○	
	8F	無 所 属	参-0803	参議院議員	橋本聖子	○	1	○	
	7F	立 憲	参-0701	参議院議員	徳永工り	○	1	○	
	6F	自 民	参-0619	参議院議員	長谷川岳	○	1	アボ	
	6F	自 民	参-0610	参議院議員	宮崎雅夫		1	○	政務官
	6F	立 憲	参-0608	参議院議員	勝部賢志	○	1	○	
	4F	公 明	参-0402	参議院議員	横山信一	○	1	○	復興政務官
	3F	自 民	参-0303	参議院議員	高橋はるみ	○	1	○	
	2F	自 民	参-0205	参議院議員	岩本剛人	○	1	○	防衛政務官
衆議院2	12F	自 民	衆2-1211	衆議院議員	塩谷立		1	○	
	12F	自 民	衆2-1207	衆議院議員	江藤拓		1	○	
	10F	自 民	衆2-1010	衆議院議員	武部新	○	1	アボ	副大臣
	8F	立 憲	衆2-0801	衆議院議員	神谷裕	○	1	○	
	7F	公 明	衆2-0717	衆議院議員	佐藤英道	○	1	○	
	7F	自 民	衆2-0715	衆議院議員	小野寺五典		1	○	
	5F	立 憲	衆2-0517	衆議院議員	道坂誠(別途印刷)	○	1	○	
	5F	立 憲	衆2-0516	衆議院議員	道下大樹	○	1	○	
	5F	立 憲	衆2-0512	衆議院議員	石川香織	○	1	○	
	4F	立 憲	衆2-0415	衆議院議員	池田真紀	○	1	○	
	4F	公 明	衆2-0413	衆議院議員	稻津久	○	1	アボ	
	4F	自 民	衆2-0408	衆議院議員	堀井学	○	1	○	
	4F	自 民	衆2-0406	衆議院議員	中村裕之	○	1	アボ	副大臣
衆議院1	12F	自 民	衆1-1202	衆議院議員	鈴木貴子	○	1	○	外務政務官
	12F	自 民	衆1-1207	衆議院議員	宮下一郎		1	○	
	8F	自 民	衆1-0822	衆議院議員	齋藤健		1	○	
	6F	自 民	衆1-0623	衆議院議員	伊東良孝	○	1	アボ	
	5F	自 民	衆1-0520	衆議院議員	渡辺孝一	○	1	○	総務政務官
	5F	自 民	衆1-0515	衆議院議員	立山裕(別途印刷)		1	○	
	4F	自 民	衆1-0410	衆議院議員	和田義明	○	1	○	
	3F	立 憲	衆1-0324	衆議院議員	松木けんこう	○	1	○	
	3F	自 民	衆1-0320	衆議院議員	船橋利実	○	1	アボ	
	3F	立 憲	衆1-0306	衆議院議員	山岡達丸	○	1	○	
			合 計			27	37		

令和 3年 9月 3日

## 令和3年度全国農業委員会会長代表者集会開催に関する考え方について（メモ）

全国農業會議所  
農政部

## 〈会長大会と代表者集会の位置付け〉

- 農業委員会系統組織として開催する大会として、5月の全国農業委員会会長大会は概算要求に向けた政策提案を決議する大会として位置付けている。一方、11月下旬等の全国農業委員会会長代表者集会は農業委員会活動に関する研修会という位置付けが主であるが、時期的に予算編成前ということで、次年度予算の獲得にむけた要請書を決議している。

## 〈コロナ禍での大会実施状況〉

- 令和2年度全国農業委員会会長大会 中止。 政策提案は5月の理事会決議、6月の通常総会で経営局長に意見の提出を実施し、終了後農林水産大臣に要請。
- 令和2年度全国農業委員会会長代表者集会 中止。  
代替措置として、オンラインセミナー「農地利用最適化研修会」を動画配信。  
令和3年度予算への要請決議は、11月の会長会議で決議。
- 令和3年度全国農業委員会会長代表者集会 YouTubeによるライブ配信。  
政策提案は決議し、農林水産大臣、与党幹部に要請。

## 〈令和3年度代表者集会〉

- 12月 2日（木）にメルパルクホールを予約。
- 9月末までにホール使用の有無を決ればキャンセル料は発生しない。開催日までの60日を切った時点で50%を支払う。以降キャンセルしても返金無し。
- 東京をはじめとする、現在のコロナ感染状況をふまえ、代表者集会について、いくつかの農業會議から、東京に人を集めての大会はやめてほしいとの連絡有り。

上記の状況等を踏まえ、12月2日開催予定の全国農業委員会会長代表者集会については、昨年同様、「農地利用最適化研修会」を録画して一定期間動画配信を行い、予算獲得要請については、10月14日開催の会長会議で決議いただく方向で検討してはいかがか。

以上

3会議所発613号  
令和3年10月15日

都道府県農業会議会長 殿

一般社団法人全国農業会議所  
会長 國井正幸  
(公印省略)

令和3年度全国農業委員会会長代表者集会開催要領の送付について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
本会の業務運営につきましては日頃より特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、事務連絡でお知らせいたしましたが、昨日の都道府県農業会議会長会議で決定いただきましたので標記代表者集会の開催要領を送付させていただきます。本年度は、新型コロナウイルス感染対策を実施しながらの開催となります。そのため、例年と実施方法が異なりますことをご確認の上、ご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

敬具

この件のお問い合わせ先

農政部

電話：03-6910-1122

3.10.15

受付

# 令和3年度全国農業委員会会長代表者集会開催要領

令和3年10月  
一般社団法人全国農業会議所

## 1. 開催の目的

現在、将来にわたり農地の持続的利用を促進するため「人・農地など関連施策の見直し」が取りまとめられ、その具体的な議論が進められています。

このような中、農業委員会をはじめ地域の関係機関や団体が一体となって「人・農地プラン」の実質化に積極的に取り組み、将来に向けた農地確保や集積・集約化を進めているところです。

さらに、農業委員会は地域の代表として、農地制度の適正な執行、認定農業者等意欲ある担い手の確保・育成、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等、制度改正の主眼である「農地利用の最適化」の実現に向けた取り組みを全力で進めていく必要があります。

このため、全国の農業委員会の会長代表者が一堂に会し、「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」をふまえ、農業委員会組織として農地利用の最適化への取り組みを点検するとともに、今後の取り組みを加速させるための研修を行うことを目的に、全国農業委員会会長代表者集会を開催します。

なお、今回の集会は、新型コロナウイルス感染対策を実施しながらの開催となりますので、ご留意願います。

2. 主 催：一般社団法人全国農業会議所

3. 参 加 者：農業委員会会長代表者並びに都道府県農業会議役職員等

4. 実施方法等：会場への参集による開催。会場参加の人数は感染防止対策のため1県5人を原則とします。会場に来られない方への対応として、YouTubeによりライブ配信または録画配信のいずれかを実施します。

4. 期 日：令和3年12月2日(木)13時～14時30分  
※決議と研修あわせて90分以内とします。

5. 場 所：「メルパルクホール」(下図参照)

6. 日 程

(1) 開 会

(2) 主 催 者 挨 捶

(3) 来 賓 挨 捶

(4) 要請決議、申し合わせ決議、活動事例報告・記念講演・(90分)

①要請決議

第1号議案「人・農地など関連施策の見直し」関係の要請決議(仮)

②申し合わせ決議

第2号議案「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の推進  
に関する申し合わせ決議(案)

第3号議案「情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議(案)

③活動事例報告

「農業委員・農地利用最適化推進委員の活動記録の取組み(仮)」

説明：佐賀県神埼市農業委員会

④基調講演

「地域まるっと中間管理方式の導入について」

講師：可知祐一郎氏

(魅力ある地域づくり研究所代表、元愛知県農地中間管理機構理事長)

(6) 閉 会

## 7. 運営委員会

(1) 運営委員会は、集会当日12時より同会場で開催する。

(2) 運営委員会は、都道府県農業会議の会長で構成する。

(3) 集会当日の運営分担は、運営委員会で決定する。

## 8. その他

(1) 今回は席の指定は行わず、自由に着席できます。ただし、館内での感染対策のための着座不可の座席には着座しないようお願いします。

(2) 各都道府県毎に地元選出国会議員への要請活動を行う。要請時期は各都道府県の調整により実施をお願いします。

(3) 各都道府県農業会議は、要請活動結果につきすみやかに全国農業会議所に報告する。全国農業会議所は要請活動結果をとりまとめ、都道府県農業会議に報告する。

(4) 今回は会場参加者を限定する関係で、参加者報告を提出いただきます。  
参加者は別紙にてメール等により、11月19日(金)までにご報告いただきますようお願いいたします。

令和4年度  
税制改正要望

令和3年8月  
農林水産省

## 第1 農業経営の安定化・農業の構造改革の推進

- 1 人・農地など関連施策の見直しに伴う税制上の所要の措置（複数税目）
- 2 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→1%）の2年延長（登録免許税）
- 3 農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置（貸付期間10年以上で、3年間、課税標準の1/2控除等）の2年延長（固定資産税・都市計画税）
- 4 認定就農者に利用させるため農業協同組合等が取得した一定の償却資産の課税標準の特例措置（5年間、課税標準の1/3控除）の2年延長（固定資産税）

## 第2 農林水産関連産業の振興等

- 1 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の所要の措置（所得税・法人税）
- 2 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）の3年延長（法人税）
- 3 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税）  
【金融庁等2省庁共管】
- 4 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置（会社の設立・資本金の増加0.7%→0.35%等）の2年延長（登録免許税）  
【経産省等3省共管】
- 5 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の2年延長（登録免許税、不動産取得税）  
【経産省等2省共管】

### 第3 農山漁村の環境対策・活性化の推進

- 1 食料・農林水産業のグリーン化に向けた税制上の所要の措置（所得税・法人税）
- 2 バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3年間、1/2控除等）の2年延長（固定資産税）
- 3 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（3年間、本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）の2年延長等（固定資産税）

※特例割合（バイオマス発電設備（1万kW以上）の場合）：2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合（わがまち特例）

【経産省等2省共管】

- 4 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）の2年延長〔畜産事業場・食品製造工場等の汚水・廃液処理施設〕（固定資産税）

※特例割合：1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合（わがまち特例）

【経産省等3省共管】

### 第4 森林・林業施策の推進

- 1 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%控除等）の2年延長（所得税）
- 2 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）の3年延長（法人税）（再掲）

### 第5 水産施策の推進

- 1 漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の拡充（登録免許税）
- 2 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）の3年延長（法人税）（再掲）

## 第6 その他

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の延長  
(印紙税)

【財務省等5省庁共管】

地域の実態に即した施策の実現に向けた

# 要 望 書

## (案)

令和 3年11月

一般社団法人 北海道農業会議  
代表理事長 多 田 正 光

## 目 次

### 【新型コロナウイルス感染症における影響緩和対策の推進】

#### 1. 食料の安定供給

### 【優良農地の確保】

1. 所有権移転と貸借を両輪とした農地流動化施策の構築
2. 農地中間管理事業と特例事業の推進
3. 農村現場におけるエネルギー政策の推進

### 【担い手対策】

1. 人・農地プランの推進
2. 新たな新規就農対策の構築（レンタル農場（仮称）制度の創設）
3. 法人経営の継承対策の構築

### 【6次産業化の推進】

#### 1. 6次産業化の推進について

### 【スマート農業の推進】

#### 1. スマート農業推進のための環境整備

### 【農畜産物の首都圏への輸送力の確保】

1. 鉄道輸送力の確保
2. 農畜産物の輸送費の抑制

### 【農業委員会予算の確保】

#### 1. 農業委員会予算の確保

## 地域の実態に即した施策の実現に向けた要望

本道農業・農村が今後も持続的に発展し、担い手が将来にわたって意欲と希望を持って営農に取り組むためには、安心して営農に取り組める施策の実現が不可欠であります。

そのため、地域の実態に即した施策の実現に向けて、下記のとおり要望いたします。

### 記

#### 【新型コロナウイルス感染症における影響緩和対策の推進】

##### 1. 食料の安定供給について

新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とした、緊急事態宣言の発出、外出自粛要請、営業時間の短縮要請などによる外食需要の大幅な減少・消費構造の変化に伴い、農産物の在庫の滞留や価格下落等の長期化が懸念されるところである。

特に、米・乳製品の在庫の増大は、今後の米価・乳価への影響が考えられ、大規模化が進む本道農業においては、農産物価格の下落は、経営を左右することとなる。

米については、コメ農家への緊急支援を行うことが決定され、生乳については、12年ぶりに生産調整を行うなど、価格維持のための対策が講じられているところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響は、今後も続くものと思われることから、農畜産物の消費回復・喚起に加え在庫対策等、経営の維持・発展等に向けた支援施策の継続と充実・強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

## 【 優良農地の確保 】

本年5月25日に公表された「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」から、今後、農地中間管理事業を軸とした農地制度の改正が行われると思われるが、本道においては、これまで、農業委員会における農地の利用調整機能を活用し所有権移転と貸借を両輪とした農地流動化により、担い手への高い集積率を実現しているところである。

そのため、引き続き、農業委員会における農地の利用調整機能を活用した所有権移転と貸借を両輪とした農地流動化施策を展開することが望ましいと考えられることから下記のとおり要望する。

### 1. 所有権移転と貸借を両輪とした農地流動化施策の構築

民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）の改正により、相続登記等が義務化されるなど所有者不明土地の解消に向けた対策が講じられたところである。

しかしながら、改正不動産登記法では、相続人である旨の申出を行った場合、10年間、登記の義務化が免除されるなど、登記名義人が確定しない状態が継続される可能性があると考えられる。

現行の農地流動化施策は、農地中間管理事業による貸借を中心とした農地流動化が推進されているが、農地における基盤整備や農地改良を行う観点から見た場合、耕作者が耕作する農地を所有することが望ましいと考えられる。

そのため、所有権移転も含めた農地流動化施策を構築すること。

## 2. 農地中間管理事業と特例事業の推進

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業、特例事業については、本道における担い手への農地の集積・集約化において重要な位置を占めると共に、優良農地の確保にも貢献している制度であることから、必要な予算を確保すること。

また、農地中間管理事業により担い手へ集約化された農地について、所有者が当該担い手への農地の所有権移転を望む場合において、農地中間管理事業から特例事業へ移行する仕組みを構築すること。

さらに、農地中間管理事業から農地中間管理事業の特例事業へ切り替えた場合であって、農地中間管理事業における残期間において、農地中間管理事業の特例事業の一時貸付けが継続される場合には、農地集積協力金の返還措置を免除すること。

## 3. 農村現場におけるエネルギー政策の推進

「第6次エネルギー基本計画」においては、2030年における野心的な見通しとして、電源構成の36～38%再生可能エネルギーで賄う想定が示されている。

一方、「食料・農業・農村基本計画」では、2030年における食料自給率の目標45%を達成するためには、414万haの農地が必要とされているところである。

また、山林等においては、山林等が有する防災上の意義を踏まえた上で、開発を行うことが必要である。

そのため、優良農地の確保や防災を前提とした再生可能エネルギー政策の推進を行うこと。

## 【 担い手対策 】

### 1. 人・農地プランの推進

令和3年5月25日に公表された「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」において、「人・農地プラン」の法定化や「目標地図」の実現に向けて、能動的アプローチへ転換することにより、体系的に農地の貸借等を進めるとされている。

しかしながら、本道においては、65歳以上の農家人口は、令和2年度において40%を占めている状況にあり、高齢農家に対し能動的アプローチをかけることは、地域の農業構造の崩壊を招くことが懸念される。

そのため、高齢農家の切捨てや地域構造の崩壊とならないような施策の展開を行うこと。

### 2. 新たな新規就農対策の構築（レンタル農場制度（仮称）の創設）

農業経営を行う者を確保するためには、従来の新規就農に加え、手軽に農業経営を開始できる仕組みを構築することが必要である。

また、新規就農者にとっては、農地や農機具等の多大な投資が必要となることが課題の一つである。

農地については、農地中間管理事業等を活用することによって、投資額を抑制することが可能となるが、農地の所有者の意向によっては、安定的な農業経営を構築することが困難となるケースも想定される。

そのため、新規就農者の負担軽減と経営の安定化を図るために、市町村等が農地及び施設・農機具等を所有して貸借する「レンタル農場制度（仮称）」を創設すること。

### 3. 法人経営の継承対策の構築

本道には、3,700を超える農地所有適格法人が存在し、今後、経営者が世代交代を迎える法人が大半を占めている状況にある。

法人版事業承継税制が措置されてはいるものの、制度活用できる者は、筆頭株主に限定されており、本道における複数戸法人では筆頭株主が存在しないケースが多いことから、本制度を活用した法人の事業承継は困難であると考えられる。

また、本道における複数戸法人の割合は、27%程度の1,000法人にとどまるが、農業産出額では、本道農業の全体の20%弱となっており、複数戸法人が占める割合が大きい。

そのため、複数戸法人による円滑な事業承継は、本道農業において、重要な担い手対策の一つと考えられることから、筆頭株主が存在しない複数戸による経営体でも活用できる法人の事業承継税制の構築を検討すること。

#### 4. 農業次世代人材投資事業と農の雇用事業の継続

令和4年度農林水産予算概算要求において、農業次世代人材投資事業と農の雇用事業の予算では、これまでの国費定額から、都道府県負担、市町村負担が求められている状況にある。

両事業については、それぞれ制度創設前後における49歳以下の新規就農者数は、いずれの事業についても新規参入者・新規雇用就農者数は増加し、農業次世代人材投資事業においては、経営開始6年目には一定程度の収入が得られているとともに、農の雇用事業を活用した経営体では売上額が増加するなど、担い手の育成・確保に効果が発揮されており、地域における担い手対策の一翼を担っているところである。

しかしながら、今回、都道府県負担、市町村負担が求められたことにより、地域における格差が生じる可能性があるとともに、2年目以降の事業実施を予定していた担い手へ多大な影響を与える可能性が生じている。

そのため、農業次世代人材投資事業、農の雇用事業共に、これまでどおり、国費定額による予算措置を行うこと。

## 【 6次産業化の推進 】

### 1. 6次産業化の推進について

本道における地方都市における人口増加と人口減少においては、農業が安定し、農産物の加工などにより雇用を創出している地域では、人口が増加している一方で、産業構造が安定していない地域では人口が減少している状況にあり、産業構造の影響によるものが大きい。

農業における6次産業化の推進は、地域の産業構造の構築に繋がることから、農業者主導による6次産業化の推進のみではなく、地域の産業構造の構築を視野に入れた6次産業化を推進すること。

また、6次産業化に関する支援施策の十分な予算を確保すること。

## 【 スマート農業の推進】

### 1. スマート農業推進のための環境整備

本道における基幹的農業従事者の年齢構成は、表1のようになっており、65歳を超える従事者は全体の40%を超えている状況にある。

農林業センサスでは、70歳を境に基幹的農業従事者数が減少することから見ると、本道においては、間もなく大規模離農が発生する可能性が高い。

こうした状況を緩和するためには、スマート農業等、最先端技術の導入により離農年齢を引き上げることが必要である。

しかしながら、農村部の多い本道においては、スマート農業の展開に必要な5Gのエリアが未整備な地域も多い状況にある。

そのため、早急に無線基地局の整備など農地における情報通信環境整備を促進すること。

## 【 農畜産物の首都圏への輸送力の確保 】

### 1. 鉄道輸送力の確保

本道農産物の首都圏へ輸送する手段として鉄道輸送力は、コスト面・輸送量から見て、最適な手段である。

しかしながら、経営悪化が一層深刻さを増している JR 北海道は、同社が単独では維持困難とする 13 区間のうち 5 区間を廃止する意向を示していることに加え、残る 8 区間についても公的支援がなければ存続できないとしている状況にある。

そのため、本道農産物の首都圏への輸送手段としての鉄道輸送力の維持・確保のため、必要な路線の維持に向けた強力な支援を行うこと。

### 2. 農畜産物の輸送費の抑制

トラックドライバー不足やそれに伴い輸送コストが増加していることから、輸送コスト低減や物流改善に向けた対策を強化すること。

## 【 農業委員会予算の確保 】

### 1. 農業委員会予算の確保

市町村農業委員会は、農地の権利移動、農地転用許可事務、遊休農地に関する措置、農地情報の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行するとともに、これら農地行政を通じて農村現場における担い手の育成・農業振興・地域経済の維持を図る重要な役割を担う行政委員会である。

そのため、市町村の財政状況に左右されずに農業委員会の使命を果たす必要があることから、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について必要額を確保すること。

また、農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金についても、農地利用の最適化、担い手への農地集積・集約化に関する業務を推進するため、必要な額を確保すること。

機構集積支援事業については、農地台帳の情報の正確性の確保、遊休農地の解消・発生の未然防止、農地法等に基づく業務、実質化された人・農地プランの実現を効率的に執行するため必要な事業であることから、十分な予算を確保すること。